

## 移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、北海道が市町村に対し、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部補助を行うことにより、電気通信格差の是正を図ることを目的とする。

### (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

### (交付額)

第4 当該事業を行う市町村に対し、補助対象経費の実支出額に2分の1（無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合にあっては、3分の2）を乗じて得た額（1,000円未満切捨てるものとする）を予算の範囲内において補助する。

### (交付の申請)

第5 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328-3号による告示様式。以下総合政策部様式について同じ。））に規則第3条に基づき補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の告示（以下「事業告示」という。）に定める関係書類を添付して、別に定める日までに総合振興局長（又は振興局長）を経由（以下提出書類については同様とする。）して、知事に提出するものとする。

### (変更等の承認)

第6 市町村は、補助金交付決定の通知を受けた後において、事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更申請書（総政第21号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更をいう。

### (工事完成届)

第7 市町村は、補助の対象となる事業に係る建設工事が完成したときは、補助事業等に係る工事完成届（総政第27号様式）を速やかに知事に提出するものとする。

### (実績報告)

第8 市町村は補助の対象となる事業が完成したとき（補助の対象となる事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は翌年度

の4月5日までのいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（総政第28号様式）に事業告示に定める関係書類を添付して、知事に提出するものとする。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

（交付の条件）

第9 当該事業を行う市町村に対し、補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付すものとする。

補助の対象となる事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、担保に供し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で規定される耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）ものとする。

附 則

この要綱は、平成3年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

別 表

経 費 区 分	内 容
(1)施設・設備費	<p>ア 移動通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 鉄塔</li> <li>(イ) 局舎</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li> <li>(オ) 送受信アンテナ</li> <li>(カ) 送受信機</li> <li>(キ) 伝送用専用線</li> <li>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(ケ) 監視・制御装置</li> </ul> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
(2)用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

## 移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要綱の運用について

### 第1 交付の目的関係

実施対象地域は、電気通信事業者による自動車電話、携帯電話等の移動通信サービスが提供されておらず、かつ、提供が予定されていない地域であって、過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）又は離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域）又は半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域に指定された地域をいう。）、山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された地域をいう。）、特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。）又は豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）のいずれかに指定されている市町村とする。

### 第2 交付の対象関係

1 要綱の別表に掲げる附帯施設の「知事が別に定める施設・設備」とは、次に掲げる施設及び設備とする。

- (1) 構内柱
- (2) 接地線
- (3) 屋外照明施設
- (4) マンホール
- (5) 空調設備
- (6) 監視設備
- (7) 航空標識等設備
- (8) 消火設備
- (9) 水道施設
- (10) 貯水タンク
- (11) ろ過器
- (12) 洗面・手洗施設
- (13) 仮眠施設
- (14) (1)から(13)までに掲げるものに類する施設・設備

- 2 要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- 3 要綱別表の「伝送用専用線」には、最寄りの交換局等に至るまでの間において一体的に機能する施設・設備が含まれる。

### 第3 交付の申請関係

- 1 要綱第5の「関係書類」とは、北海道告示（平成25年第10328-3号）に基づく総合政策部様式のほか、次の書類をいう。
  - (1) 工事概要書（別添1）
  - (2) 事業に要する経費の見積書
  - (3) 電気通信事業者が、当該事業によって整備される施設を利用することを確認できるもの（覚書等）
  - (4) 市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱
- 2 1の(1)の「工事概要書」には、次の書類を添付すること。
  - (1) 用地付近の見取図
  - (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）
  - (3) 利用が見込まれる事業によるサービスエリア図

### 第4 工事完成届関係

要綱第7の工事完成届には、市町村が実施した工事完成検査の検査調書の写しを添付すること。（原本謄写）

### 第5 実績報告書関係

- 1 要綱第8の「関係書類」とは、北海道告示（平成25年第10328-3号）に基づく総合政策部様式のほか、次の書類をいう。
  - 移動通信用鉄塔施設整備事業実績報告書（別添2）
- 2 1の「移動通信用鉄塔施設整備事業実績報告書」には、次の書類を添付すること。
  - (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し（原本謄写）
  - (2) 当該施設等の完成写真